

# 商品概要説明書

## J A多目的ローン（協会保証）

（令和3年4月1日現在）

商品名	J A多目的ローン（協会保証）
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"><li>○ J Aの組合員の方。</li><li>○ お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。ただし、20 歳未満の農業者以外の組合員の場合は給与所得者の方。</li><li>○ 原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。</li><li>○ 原則として、勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。</li><li>○ 生活の本拠が定まっている方（自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。</li><li>○ J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。</li><li>○ その他 J Aが定める条件を満たしている方。</li></ul>
資金使途	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。ただし、以下の資金は対象外とします。<ul style="list-style-type: none"><li>① J Aで納付される相続税・贈与税を除く税金支払資金</li><li>② 負債整理資金</li><li>③ 所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金</li><li>④ 営農資金および事業資金</li></ul></li></ul>
借入金額	○ 10 万円以上 500 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○ 6 か月以上 10 年以内とします。
借入利率	<p><b>【固定金利型】</b></p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日の基準金利（短期プライムレート）により、年 4 回見直しを行い、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日から適用利率を変更いたします。</p> <p>○ 利率は店頭に掲示します。詳細については、J Aの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	○ 元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、10 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○ 不要です。
保証人	<ul style="list-style-type: none"><li>○ J Aが指定する保証機関（鳥取県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</li><li>○ 満 20 歳未満の方の場合は、J Aが定める条件を満たす法定代理人に連帯保証人となっていただきます。</li></ul>

保証料	<p>○保証料率は、正組合員年 0.70%、准組合員年 0.90%です。</p> <p>①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>②分割払い 約定返済日の元金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。</p>
団体信用生命共済	<p>○J A所定の3種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきます。</p> <p>なお、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は加算利率分高くなります。</p> <p>詳しくは、J A窓口にご確認ください。</p>
9大疾病補償保険	<p>○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたってお借入利率は加算利率分高くなります。</p> <p>詳しくは、J A窓口にご確認ください。</p>
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合、ご返済条件を変更される場合は手数料が必要となる場合がございます。</p> <p>詳しくは、J A窓口にご確認ください。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、J A本支店（所）にお申し出ください。J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記J AまたはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 岡山弁護士会岡山仲裁センター（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J Aバンク相談所にお申し出ください。）</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、J AおよびJ Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>